

東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度実施要綱

平成 30 年 7 月 27 日 30 総防管第 760 号
改正 令和 元年 6 月 6 日 31 総防管第 771 号

(目的)

第 1 この要綱は、従業員等の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を「東京都一斉帰宅抑制推進企業（以下「推進企業」という。）」として認定し、広く都民に周知することで、一斉帰宅抑制に対する社会的機運を醸成するとともに、帰宅困難者対策の推進を図るために実施する東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度（以下「認定制度」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において「企業等」とは、都内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等をいう。
2 この要綱において「一斉帰宅抑制の取組」とは、東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）第 4 条又は第 7 条に定められている取組等をいう。

(公募等)

第 3 東京都知事（以下「知事」という。）は、次に掲げる全ての取組を実施しており、かつ、積極的に一斉帰宅抑制の取組を実施している企業等を対象に、年に 1 度、期間を定めて公募する。

- (1) 従業員の安全や管理する施設・設備の安全性の確認方法を定めていること。
- (2) 従業員やその家族等との安否確認手段を事前に決めることを周知していること。
- (3) 発災時は、むやみに移動をせず、安全な場所に留まることを従業員に周知していること。
- (4) 従業員等が施設内に待機するために必要な 3 日分の食料等を備蓄していること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある企業等は、公募の対象としない。

(申請)

第4 公募に応じようとする企業等（以下「応募企業」という。）は、別途定める期日までに、様式第1（申請書）に必要書類を添えて、知事に提出する。

(調査)

第5 知事は第4の申請があった場合、第3に掲げる要件の適否及び申請された取組の実施状況等を確認するため、必要に応じて当該応募企業を訪問し、調査を実施する。

(認定)

第6 知事は、応募企業から提出された申請内容を別記第1に基づき審査し、適正と認められる場合に、推進企業として認定を行う。

2 知事は、認定を行った場合は、当該企業に対して、様式第2（通知書）によりその結果を通知する。

3 知事は、認定した推進企業に対して、別に定める認定証及び認定マークを交付するとともに、その企業名を公表する。

4 知事は、適正と認められない場合は、様式第3（不認定結果通知書）によりその旨を通知する。

5 推進企業は、認定を受けた事実及び認定マークを表示することができる。

(認定内容の変更)

第7 推進企業は、申請書記載事項に変更が生じたときは、様式第4（変更届出書）により、速やかに知事に提出しなければならない。

(推進企業の責務)

第8 推進企業は、認定基準を維持し、積極的にその取組及び認定の事実について情報発信に努める。

(東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業の認定)

第9 知事は、第5により実施した調査及び別に定める選定委員会（以下「委員会」という。）による審査等を踏まえ、推進企業のうち特に優れた取組や波及効果の大きい取組を実施している企業等を東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業（以下「モデル企業」という。）として認定する。

2 過年度に推進企業の認定を受けた企業等が、その認定を受けた翌年度以降にモデル企業の認定を希望する場合は、新たに申請書を提出することで、委員会の審査等の対象とする。

(普及)

第 10 知事は、認定された推進企業及びモデル企業の取組等について、知事の持つ各種広報媒体を活用して公表し、企業等への普及に努める。

(認定の取消し)

第 11 知事は、推進企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 6 の認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(2) 認定を受けた企業等が暴力団に該当したとき又は代表者、役員、使用人その他従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。

(3) その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき。

2 知事は、前項に基づき取消しを行った場合は、様式第 5 (認定取消通知書) により通知し、速やかに認定証の返納を求めるものとする。

3 前項の返納を求められた場合、認定を取消された企業等は速やかに認定証を返納しなくてはならない。

(事務処理)

第 12 この認定に関する事務処理、委員会の事務は、総務局総合防災部防災管理課が行う。

(その他)

第 13 この要綱に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別記第 1

要綱第 6 に規定する認定基準

<p>推進企業の認定基準</p>	<p>以下の基準のいずれかを満たす一斉帰宅抑制への積極的な取組を実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 創造性（創意工夫を凝らした取組）(2) 実効性（発災時の効果を検証している取組）(3) 協働性（地域等と連携している取組）
------------------	---